

すぎなみ環境目的税のねらいとしくみ

(すぎなみ環境目的税について)

日常の生活や事業活動の一つひとつが、環境に対してさまざまな影響を与えています。私たちは、便利な生活を願い、大量生産、大量消費、大量廃棄を繰り返してきました。その結果、便利な生活の代償として、環境というかけがえのないものを失いつつあります。より良い環境を次世代に残すためにも、環境に負荷を与える社会システムをもう一度見直し、一人ひとりが生活習慣を変えていく必要があります。

この見直しを進める上で最も適切な素材の一つが、区内で年間1億7,000万枚～1億9,000万枚(平成12年当時)消費されているレジ袋です。レジ袋の大部分はごみとして排出されていますが、この処理に多大の経費を要しています。レジ袋は、燃やせば地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出し、埋め立てれば、土に還元されることなく、半永久的に土中に残ります。さらに、一部は街中や路上に投棄され、川やさらに海まで流れ蓄積されて環境を悪化させています。

このようなレジ袋は、現代社会において、必要不可欠な品物ではありません。一人ひとりがちょっとした努力をし、買い物袋を持参するならば、その多くは不要になるものです。

平成12年9月、杉並区は地方税法に定める法定外目的税として、店頭でのレジ袋の譲渡に5円を課税するいわゆるレジ袋税の構想を発表しました。この税は、買い物袋を持参しレジ袋を断れば納税を回避することができる税です。レジ袋の環境に与える悪影響を極力抑え、その使用数を減らすとともに、さまざまな買い物袋の持参運動と連動することによって、現代の社会システムを、区民一人ひとりの生活レベルから見直す契機にするものとして、区内全域を対象としたレジ袋への課税は大きな効果が期待できるものです。

すぎなみ環境目的税は、区が、杉並区レジ袋税調査会議の議論や各種団体との協議、区民へのPRなどを経て、当初の構想に一定の修正を行い、まとめたものです。名前は、杉並生まれの環境税ということで、「すぎなみ環境目的税」としました。

すぎなみ環境目的税条例は、平成14年杉並区議会第1回定例会最終日の3月18日、帳簿の記載義務を軽減する修正等をした上で可決されました。また、実施時期については景気動向やレジ袋の削減状況などに配慮し、議会の同意を得るなどの区議会の付帯決議が付されています。

(税のねらい)

すぎなみ環境目的税のねらいは、環境に負荷を与えるレジ袋の使用を抑制することにより、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活習慣を見直し、資源循環型の環境にやさしいシステムづくりと、環境対策の一層の充実を図ることにあります。

(実施日等)

実施日は、条例の附則に「規則で定める日から施行する。」としています。税の施行については、景気の動向やレジ袋の削減状況等に配慮し、議会との協議をし、総務省への同意協議が必要となりますので、今のところ具体的な日程は未定です。

レジ袋の削減については、平成14年5月16日に発足した杉並区レジ袋削減推進協議会の第4回理事会で、レジ袋の削減目標を初年度は、平成15年7月の調査時点において33%（以後、毎年度7ポイント程度ずつの向上を目指し、5年間で60%）としました。現在は、平成18年7月の54%の目標達成に向けて、レジ袋の削減運動を展開しています。

平成17年7月のマイバッグ等持参状況調査では、辞退率（レジ袋を辞退した方の割合）は31.6%、併用者（マイバッグに入りきれないためにレジ袋を受け取った方）を含めると35.2%であり、平成17年の削減目標の47%には届きませんでした。

施行時期は、レジ袋の削減状況、景気やレジ袋の有料化の動向等に配慮して検討することとしています。

しかし、区民の皆様の自主的な努力でレジ袋を削減したいと考え、現在のところ、税の施行はしておりません。

また、この条例を施行した場合、5年を目途としてレジ袋の削減状況等を勘察し、検討を行い、その結果に基づいて条例の廃止など必要な措置を講じます。

(用語の説明)

- 商 品 商行為として対価を得て行われる譲渡、貸付け又は役務の提供を受けた物をいいます。
- レジ袋 事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において商品を運搬するために、無償又は有償で譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。
- 事業者 個人事業者及び法人をいいます。

商品には、小売店の商品のほか、パチンコ店の景品、現像した写真、クリーニング衣料、修理した靴、レンタルビデオなども含まれます。一方、医師の処方せんで調剤された薬は医療行為の一環として渡されるので（商行為による商

品ではないので)、それを入れるレジ袋は課税されません。

プラスチックとは、熱可塑性合成樹脂を指します。これは、加熱すると液体に、冷却すると固体となり、これを繰り返し得るもので、天然素材（でんぷん等）以外を原料として人工的に合成されたものです。ただし、生分解性の素材から製造されたものは除かれます。

手提げ袋には、手提げとなる部分にミシン目が付いたまま、そのミシン目を抜いていない袋や巾着状の袋を含みます。一方、トイレットペーパーを包んでいる袋のように、商品と一体となっているものや商品そのものと認められる袋は該当しません。さらに、スーパーマーケットで見られる水物などを入れるロール式の薄いビニール袋も該当しません。なお、紙製の袋は当然含まれません。

（納税義務者）

すぎなみ環境目的税は、区内の事業所等で商品の引渡しに伴い譲渡されるレジ袋に対し、その譲渡を受ける人に課されます。

従って、すぎなみ環境目的税を支払う人は、区内で買物等の際にレジ袋の譲渡を受ける消費者の方々です。

（課税標準及び税率）

○課税標準 事業者の方から譲渡されたレジ袋の枚数です。

○税率 レジ袋1枚につき、5円です。

（課税期間）

○個人事業者 1月1日から12月31日までの期間です。

○法人 法令、定款等に定める事業年度です。

（徴収の方法）

すぎなみ環境目的税は、特別徴収の方法によって徴収します。

（特別徴収義務者と特別徴収の手続等）

すぎなみ環境目的税の特別徴収義務者は、レジ袋を譲渡する区内に事業所等を有する事業者の方々です。

特別徴収義務者の方には、レジ袋の譲渡を受ける人が納付すべきすぎなみ環境目的税を徴収していただきます。また、特別徴収義務者の方には、課税期間ごとにその課税期間の末日の翌日から2か月以内（個人事業者の方については3か月以内）に、課税期間内に徴収すべきすぎなみ環境目的税について、次の事項を記載した納入申告書を区長に提出し、納入していただきます。

- ① 課税標準であるレジ袋の合計枚数
- ② 課税標準に対するすぎなみ環境目的税額
- ③ その他規則で定める事項

(特別徴収義務者の譲渡開始の申告義務)

レジ袋の譲渡を開始しようとする事業者の方には、開始の前日までに、次の事項を記載した申告書を区長に提出していただきます。なお、条例の施行の際にすでにレジ袋を譲渡している区内に事業所等を有する事業者の方は、すぎなみ環境目的税の特別徴収義務者であると見なされますので、申告の必要はありません。

- ① 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- ② 事業所等の所在地及び名称
- ③ レジ袋の譲渡を開始する年月日
- ④ その他規則で定める事項

(変更等の申告義務及び事業を廃止した場合等の申告納入の方法)

特別徴収義務者の方には、申告した事項に変更があったり、レジ袋の譲渡を廃止した場合は、変更等があった日から10日以内にその旨を区長に申告していただきます。

また、事業を廃止したり、区外に事業所等を移転した場合には、廃止などの日から2か月以内に納入申告書を区長に提出し、納入していただきます。

(税率の表示)

特別徴収義務者の方には、事業所等の見やすい場所に、すぎなみ環境目的税の税率5円の表示をしていただきます。

税率の表示は、すぎなみ環境目的税を広く区民の皆様を知っていただくことと併せて、特別徴収義務者であることを消費者の方に知っていただくためです。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

特別徴収義務者の方には、預かった税金を適切に保管し、納入していただくとともに、レジ袋の譲渡枚数や税額を帳簿へ記載していただきます。また、この帳簿は5年間保存していただきます。

すぎなみ環境目的税は、消費者の皆様からの預かり税です。税の保管、納入について消費者の皆様のご関心も高くなりますので、帳簿への適正な記載が必要です。

(特別徴収義務違反への過料)

特別徴収義務者の方が、帳簿に記載すべき事項の記載や帳簿の保存を行わなかった場合又は申告すべき事項を申告しなかった場合等には過料に処せられる規定があります。

(税の使途等)

納入された税額から賦課徴収に要する費用を除いた税収入を、廃棄物の減量、リサイクルの推進、その他環境の保全に係る施策に要する費用に充てます。また、レジ袋の使用抑制を図るために必要な措置を講じます。

(レジ袋削減に向けて)

すぎなみ環境目的税制度のPR

- 区は、消費者や事業者の方々に、この制度の内容をお知らせするため、街頭での広報活動や転入者の皆様などへのリーフレットの配付、広報すぎなみや区のホームページでの制度の紹介など、積極的なPR活動を行ってまいります。
- 税制の実施にあたっては、消費者や事業者の方々への説明会をきめ細かく開催して、納税や帳簿記載の方法など税制度の仕組みについてのご理解をより深めていただくように努めてまいります。

買い物袋の持参運動の推進

- すぎなみ環境目的税の目的は、買い物袋の持参率を高め、レジ袋の使用抑制を図り、環境負荷に対する意識を高めていくことにあります。区は税の制度を準備する一方、学生、消費者団体、事業者団体の皆様とともに、これからも様々な買い物袋の持参運動を進めてまいります。例えば、「マイバッグ推進連絡会」を中心に、すぐれたデザインの買い物袋の作成など、若年層を含めて幅広い区民の皆様買い物袋を浸透させていく方法を検討し、実施してまいります。また、環境への負荷が少ない社会を持続的に発展させるため、区民、事業者、行政がともに考え、実践する契機として「環境博覧会すぎなみ」を開催します。
- 平成14年5月16日、生活習慣を見直し、環境への負荷の少ない地域社会をつくることを目的に、広範な杉並区民の意見を集約し、レジ袋削減に向けた区民運動を展開するため、区を含め区内の32の団体が参加して「杉並区レジ袋削減推進協議会」が発足しました。現在、スーパー、コンビニ、一般商店においても、レジ袋削減の取組みが始まっています。
- 杉並区レジ袋削減推進協議会の第4回理事会において、レジ袋の削減目標の設定を改めて行いました。初年度は、平成15年7月までに33%を削減し、以後、毎年度7ポイント程度ずつの向上を目指し、平成19年7月までの5年間で60%の削減を目標としています。現在は、平成18年7月の54%の目標達成に向けて、レジ袋の削減運動を展開しているところです。

これまで、平成14年7月、平成15年1月と7月、平成16年1月と7月、平成17年7月に削減状況について調査を行っています。
- 買い物袋等を持参し、レジ袋を受け取らなかった消費者の方には、エコシールを発行する事業を平成14年11月から実施しています。